

○ 病床機能再編支援給付金について

- 地域医療構想の実現に向けた取組の支援を目的とし、医療機関が病床削減や再編統合を行う場合に給付金を支給するもの(財源:地域医療介護総合確保基金(国負担10/10))。
- 給付金の受給にあたっては、医療機関が行う病床削減や再編統合が、地域医療構想の実現に資するものであるか、地域医療構想調整会議及び医療審議会において意見聴取を行う必要があること。
- なお、医療機関が行う病床削減や再編統合は、令和9年3月31日までに完了するものに限る。

ア 赤坂病院

	許可病床							稼働病床						
	A	対象3区分				回復期 F	休棟等 G	a	b	対象3区分			回復期 f	休棟等 g
		B	高度急性 期	急性期	慢性期					c	d	e		
			C	D	E									
①平成30年度病床機能報告	52	52		52				27	27		27			
②再編後の病床数	19	19		19				19	19		19			
①－②	▲33	▲33	0	▲33	0	0	0	▲8	▲8	0	▲8	0	0	0
病床再編の年度内訳														
令和2年度	0	0						0	0					
令和3年度	0	0						0	0					
令和4年度	0	0						0	0					
令和5年度	▲32	▲32		▲32				▲32	▲32		▲32			
令和6年度	0	0						0	0					
令和7年度	▲1	▲1		▲1				▲1	▲1		▲1			
計	▲33	▲33	0	▲33	0	0	0	▲33	▲33	0	▲33	0	0	0

急性期32床
削減済み

地域医療構想の実現に向け必要な病床削減である説明
盛岡構想地域は、岩手県地域医療構想における2025年（令和7年度）の必要病床数と、令和5年度病床機能報告の許可病床数を比較した場合、急性期病床が過剰な状況であり、盛岡構想区域の病床数の適正化のため、当病院の急性期を削減しようとするもの。

R5病床削減（32床）については、令和4年1月26日の盛岡地域医療構想調整会議で議論済みであること。
R7病床削減（1床）について、今般の盛岡地域医療構想調整会議に諮るもの。